令和2年度

白 石 市 予 算 書

白 石 市

<u></u> 次

1.	白石市一般会計・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2.	白石市国民健康保険特別会計•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3.	白石市介護保険特別会計・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
4.	白石市後期高齢者医療特別会計	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
5.	白石市水道事業会計・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
6	白石市下水道事業会計・・・・	•	•	•	•	•			•	1	9

第23号議案

令和2年度白石市一般会計予算

令和2年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,105,111千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳 出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務 を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」 による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債 の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地 方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの 最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の 経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月19日提出

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1 市 税		3, 892, 037
	1市 民 税	1, 505, 025
	2固 定 資 産 税	1, 903, 176
	3軽 自 動 車 税	124, 265
	4市 た ば こ 税	219, 457
	5特别土地保有税	10
	6 入 湯 税	7, 135
	7都 市 計 画 税	132, 969
2地 方 譲 与 税		198, 000
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	46, 000
	2自動車重量譲与税	132, 000
	3森 林 環 境 譲 与 税	20, 000
3利 子 割 交 付 金		1, 400
	1利 子 割 交 付 金	1, 400
4配 当 割 交 付 金		6, 800
	1配 当 割 交 付 金	6, 800
5株式等譲渡所得割交付金		5, 000
	1株式等譲渡所得割交付金	5, 000
6法人事業税交付金		31,000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	31,000
7地方消費税交付金		709, 000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	709, 000
8ゴルフ場利用税交付金		5, 200
	1ゴルフ場利用税交付金	5, 200
9環境性能割交付金		18, 000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	18, 000
10 地 方 特 例 交 付 金		19, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	19, 000
11 地 方 交 付 税		4, 150, 000
	1地 方 交 付 税	4, 150, 000
12 交通安全対策特別交付金		3, 800
10 // 10 // 17 // 20 // 17 //	1 交通安全対策特別交付金	3, 800
13 分 担 金 及 び 負 担 金 	Lea Lea	67, 636
	1 負 担 金	67, 636

(単位:千円)

	款						Į	<u></u>				金	額
14 使	用料及	び	手 数	: 料									172, 971
					1 使			用			料		154, 058
					2 手			数			料		18, 913
15 国	庫	支	出	金									1, 888, 520
					1 国	庫	Ī	負		担	金		1, 335, 596
					2 国	庫	Ī	補		助	金		546, 825
					3 国	庫	ī	委		託	金		6, 099
16 県	支	ļ	出	金									871, 764
					1 県		負		ŧ	<u>担</u>	金		590, 534
					2 県		補		Ę	助	金		199, 350
					3 県		委		į	E	金		81, 880
17 財	産	Ţ	仅	入									12, 405
					1 財	産	運		用	収	入		12, 203
					2 財	産	売		払	収	入		202
18 寄		附		金									323, 303
					1 寄			附			金		323, 303
19 繰		入		金									576, 397
					1 基	金	È	繰		入	金		576, 397
20 繰		越		金									1
					1 繰			越			金		1
21 諸		収		入									499, 677
					1 延	滞金	、加	算	金	及び追	品 料		9, 001
					2 市	預	Ę	金		利	子		1
					3貸	付	金	元	Ŧ	钊 収	入		264, 800
					4 受	託	事		業	収	入		13, 132
					5 雑						入		212, 743
22 市				債									653, 200
					1 市						債		653, 200
(自	動車取	得 税	交付金	金)									_
					(車 取	得		交付金	<u> </u>		_
	歳		入			合			Ī	計			14, 105, 111

//汉口	-	款						IJ	 頁					金	額
1 🖡	義	会													176, 888
					1 議				会				費		176, 888
2 着	総	務	Ç	費											2, 271, 819
					1 総		務		管		理		費		1, 803, 662
					2 徴				税				費		261, 225
					3 戸	籍	住	民	基	本	台	帳	費		117, 401
					4選				挙				費		42, 441
					5 統		計		調		查		費		29, 189
					6 監		查		委		員		費		17, 901
3 [民	生	=	費											5, 151, 363
					1 社		会		福		祉		費		2, 517, 743
					2 児		童		福		祉		費		2, 076, 251
					3 生		活		保		護		費		556, 737
					4 災		害		救		助		費		632
4 律	蓒	生	=	費											1, 343, 748
					1 保		健		衛		生		費		1, 130, 110
					2 清				掃				費		213, 638
5 🕏	芳	偅	ь	費											1,636
					1 労		,	働		諸	î		費		1,636
6 月	畏	林水	産	業費											386, 624
					1 農				業				費		290, 129
					2 林				業				費		96, 495
7 7	商	I	<u>.</u>	費											551, 495
					1 商				エ				費		551, 495
8 -	土	木	ζ.	費											1, 228, 148
					1 ±		木		管		理		費		37, 928
					2 道		路		橋		梁		費		256, 638
					3 河				Ш				費		9, 807
					4 都		市		計		画		費		833, 071
					5 住				宅				費		90, 704
9 ¥	肖	D.	ĵ	費											497, 698
					1 消				防				費		497, 698

(単位:千円)

	款					Į	金	額			
10 教	育	育	費								1, 304, 258
				1 教	育		総	務	費		363, 589
				2 小		学		校	費		188, 853
				3 中		学		校	費		95, 776
				4 幼		稚		園	費		168, 389
				5 社	会		教	育	費		182, 721
				6 保	健		体	育	費		304, 930
11 災	害	复 旧	費								2, 987
				1 農	林 業	施言	設 災	害 復	旧費		2
				2 公	共土木	に施	設等	災害復	旧費		2, 985
12 公	債	責	費								1, 173, 441
				1 公			債		費		1, 173, 441
13 子	ſ	前	費								15, 006
				1 予			備		費		15, 006
j,	歳		出		合			計			14, 105, 111

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事	項	期	間	限	度	額
担い手育成資金利子 (令和2年度分)	甫給補助金	令和3年度から	令和11年度まで			224
復旧支援資金利子補約 (令和2年度分)	哈補助金 	令和3年度から	令和9年度まで			105
中小企業振興資金融資 (令和2年度分)	資損失補償	令和3年度から	令和15年度まで	融資預託額当する金額		

第3表

地方債

(単位:千円)

				<u> </u>
起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
農道整備事業	4,600	普通貸借	5.0%以内(ただし、	政府資金について
地方道路整備事業	41,900	又は、 証券発行	利率見直し方式で借り入れる政府資	により、銀行その
普通財産除却事業	51,300		金及び地方公共 団体金融機構資	他の場合には、その債権者と協定す
都市計画街路事業	88,800		金について、利率の見直しを行った	るものによる。ただし、市財政の都合
公園施設長寿命化対策支援事業	49,500		後においては、当該見直し後の利	により据置期間及び償還期限を短
消防施設整備事業	1,500		率)	縮し、又は繰上償還もしくは低利に
防災行政無線整備事業	5,600			借換えすることが できる。
水道事業会計出資金	30,000			
臨時財政対策債	380,000			
合 計	653,200			

第24号議案

令和2年度白石市国民健康保険特別会計予算

令和2年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,793,756千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定 による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月19日提出

歳入 (単位:千円)

款		項	金額
1国民健康保険	税		559, 303
		1国 民 健 康 保 険 税	559, 303
2 使 用 料 及 び 手 数	料		801
		1手 数 料	801
3国庫支出	金		5
		1国 庫 補 助 金	5
4 県 支 出	金		2, 911, 659
		1県補助金	2, 911, 658
		2財政安定化基金交付金	1
5 財 産 収	入		100
		1財産運用収入	. 100
6 繰 入	金		313, 887
		1一般会計繰入金	293, 887
		2財 政調整基金繰入金	20,000
7 繰 越	金		1
		1 繰 越 金	: 1
8 諸 収	入		8,000
		1延滞金、加算金及び過料	6, 201
		2 預 金 利 子	1
		3 雑 入	1, 798
歳		合 計	3, 793, 756

			(単位:十円)
款		項	金額
1 総 務	費		23, 543
		1総務管理費	17, 986
		2 徴 税 費	5, 173
		3運営協議会費	10
		4趣 旨 普 及 費	374
2 保 険 給 付	費		2, 869, 197
		1 療 養 諸 費	2, 450, 800
		2 高 額 療 養 費	404, 350
		3 移 送 費	41
		4出 産 育 児 諸 費	10, 506
		5 葬 祭 諸 費	3, 500
3国保事業費納付	金		833, 729
		1国 保 事 業 費 納 付 金	833, 729
4保健事業	費		48, 539
		1特定健康診查等事業費	25, 557
		2保健事業費	22, 982
5基金積立	金		100
		1基 金 積 立 金	100
6 公 債	費		1
		1公債費	1
7 諸 支 出	金		6,606
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,606
8 予 備	費		12, 041
		1予 備 費	12, 041
歳出		合 計	3, 793, 756

第25号議案

令和2年度白石市介護保険特別会計予算

令和2年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,704,716千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定 による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月19日提出

歳入 (単位:千円)

///// \	款					Į	頁					 金	額
1 保	 険			,							寸		697, 832
				1介	護	t t	保		険		料		697, 832
2 使 月	月料 及 ひ	ド手	数 彩										50
				1 手			数				料		50
3 国	庫 支	出	金										911, 058
				1 国	庫	Ĺ	負		担		金		606, 725
				2 国	庫	Ĺ	補		助		金		304, 333
4 支 扌	弘 基 金	交	付 金	:									951, 163
				1 支	払	基	金	交	ſ	付	金		951, 163
5 県	支	出	金	-									524, 189
				1 県		負		担			金		488, 252
				2 県		補		助			金		35, 937
6 財	産	収	入										80
				1 財	産	運		用	灯	Į.	入		80
7 繰	入		金	:									598, 994
				1 —	般	会	計	繰	,	入	金		572, 530
				2 財	政 調	整	基	金	繰	入	金		26, 464
8 繰	越		金	:									1
				1 繰			越				金		1
9 諸	収		入										21, 349
				1 延	滞金	、加	算			。過	料		11
				2 預		金		利			子		1
				3 雑							入		21, 337
	歳		入		合			計	•				3, 704, 716

款		項	金額
1 総 務			53, 301
1 1/1/11 1/2/	Ą		
		2 徴 収 費	
		3介護認定審査会費	
		4趣 旨 普 及 輩	
2 保 険 給	付 費		3, 369, 163
		 1介 護 サ ー ビ ス 諸 퉇	
		2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 賓	
		3 諸	
		4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 輩	
		5高額医療合算介部	隻 9,573
		サービス等	
		6特定入所者介證	隻 178,805
		サービス等	1
3地域支援	事 業 費		280, 140
		1介護予防・生活支援	€ 146, 723
		サービス事業	臣
		2一般介護予防事業費	31,669
		3包括的支援事業	[101, 387]
		• 任 意 事 業 費	
		4 諸	多 361
4基 金 積	立金		80
		1基 金 積 立 分	È 80
5 公 債	費		1
		1公債	1
6 諸 支	出 金		1, 031
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 分	1,031
7 予 備	費		1,000
		1予 備	
歳	出	合 計	3, 704, 716

第26号議案

令和2年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ408,657千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1後期高齢者医療保険料		290, 336
	1後期高齢者医療保険料	290, 336
2 使 用 料 及 び 手 数 料		100
	1手 数 料	100
3 繰 入 金		116, 987
	1一般会計繰入金	116, 987
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5諸 収 入		1, 233
	1延滞金、加算金及び過料	30
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000
	3 雑 入	203
歳 入	合 計	408, 657

款								項					金	額				
1 総			務			費												 12, 040
							1 糸	忩	į	答		管		理		費		6, 475
							2 復	数				収				費		5, 538
							3 走	取		f		普		及		費		27
2 後	期	高	齢	者	医	療												395, 516
広	域	連	合	納	付	金												
							1 1	发	期	虐	計	齢	者	Þ	Ē	療		395, 516
							万	5	域	追	丰	合	納	作	t	金		
3 諸		支		出		金												1,000
							1 但	賞 :	還金	主 及	支	び還	付	加	算	金		1,000
4 予			備			費												101
							1 -	7				備				費		101
	歳	Ž			出				合				計					408, 657

第27号議案

令和2年度白石市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数13,416 戸(2)年間総給水量4,007 千㎡(3)一日平均給水量10,978 ㎡

(4)主要な建設改良事業

(ア)配水施設整備費 319,241 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款 水道事業収益	937,631 千円
第1項 営業収益	894, 203 千円
第2項 営業外収益	43,427 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款	水道事業費用	892,974 千円
第1項	営業費用	867,002 千円
第2項	営業外費用	22,972 千円
第3項	特別損失	1,000 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額269,193千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,448千円、過年度分損益勘定留保資金104,055千円、当年度分損益勘定留保資金135,690千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入			116,600 千円
第1項	企業債			50,000 千円
第2項	工事負担金			6,600 千円
第3項	補助金			30,000 千円
第4項	出資金			30,000 千円
	.	支	出	
第1款	水道事業資本的支出			385, 793 千円
第1項	建設改良費			330,502 千円

(債務負担行為)

第2項 企業債償還金

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

(単位:千円)

55,291 千円

事項	期間	限 度 額
水道料金等徴収業務 (令和2年度追加分)	令和3年度から 令和5年度まで	84, 344

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	50, 000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 入する政府資金及び 地方公共団体金融機 構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換え することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。

(1)職員給与費

67,911 千円

(2) 交際費

15 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年2月19日提出

第28号議案

令和2年度白石市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合 計
(1) 処理区域内人口	22,587 人	1,815 人	24,402 人
(2)年間総処理水量	2,691 千㎡	96 ∓m³	$2,787 + m^3$
(3) 一日平均処理水量	$7,373 \text{ m}^3$	263 m^3	$7,636 \text{ m}^3$
(4) 主要な建設改良事業等			
(ア) 管渠整備費 (単独)	17,557 千円	242 千円	17,799 千円
(イ) 流域下水道負担金	11,060 千円	- 千円	11,060 千円
(ウ) 雨水管渠整備費(補助) 60,050 千円	- 千円	60,050 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債15,000千円を借り入れる。

		収	入	
第1款 公共	卡下水道事業収益			875,653 千円
第1項	営業収益			626,113 千円
第2項	営業外収益			249,539 千円
第3項	特別利益			1 千円
第2款 農業	美集落排水事業収2	益		109,227 千円
第1項	営業収益			20,094 千円
第2項	営業外収益			89,132 千円
第3項	特別利益			1 千円
収 入	合 計			984,880 千円
		支	出	
第1款 公共	上下水道事業費用			794,035 千円
第1項	営業費用			668,452 千円
第2項	営業外費用			122,383 千円
第3項	特別損失			200 千円
第4項	予備費			3,000 千円

第2款 農	吴 業集落排水事業費用	128, 495 千円
第1項	営業費用	101,313 千円
第2項	営業外費用	24,162 千円
第3項	特別損失	20 千円
第4項	予備費	3,000 千円
支	出 合 計	922,530 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額276,595千円は当年度分損益勘定留保資金276,595千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 公	此下水道事業資本的収入		529,781 千円
第1項	企業債		279,600 千円
第2項	補助金		30,000 千円
第3項	分担金及び負担金		1,685 千円
第4項	他会計繰入金		218,496 千円
第2款 農	業集落排水事業資本的収入		70,877 千円
第1項	企業債		35,200 千円
第2項	分担金及び負担金		1 千円
第3項	他会計繰入金		35,676 千円
収 入	合 計		600,658 千円
	支	出	
第1款 公	共下水道事業資本的支出		783, 158 千円
第1項	建設改良費		96,776 千円
第2項	企業債元金償還金		686,382 千円
第2款 農業	業集落排水事業資本的支出		94,095 千円
第1項	建設改良費		242 千円
第2項	企業債元金償還金		93,853 千円
支 出	合 計		877, 253 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	40, 000	普通貸借 ・ ・ 又は	5.0%以 内(ただ し、利率	政府資金については、その融資条件によ
流域下水道事業	11,000	武光交行	見直し方 式で借入	り、銀行その 他の場合に
公共下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	8, 100		する政府 資金及び 地方公共	は、その債権 者と協定する ものによる。
公共下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	186, 400		団体金融 機構資金 につい	ただし、市財 政の都合により据置期間及
公共下水道事業 特別措置分	42, 200		て、利率 の見直し	び償還期限を 短縮し、又は
農業集落排水事業 資本費平準化債(未利用分)	6, 900		を行った 後におい ては、当該	繰上償還もし くは低利に借 換えすること
農業集落排水事業 資本費平準化債(拡大分)	35, 200		見直し後の利率)	ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。

(1) 職員給与費

32,653 千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業安定のため、白石市一般会計 からこの会計へ補助を受ける金額は、335,185千円である。

(公共下水道事業) (農業集落排水事業)

(1) 一般会計繰入金

247, 246 千円

87,939 千円

令和2年2月19日提出